

第3次

久万高原町 地域福祉計画

【計画期間：令和6年度～令和10年度】

概要版

～ひと・まち・暮らしがつながり、ともに輝く 久万高原～



令和6年3月
久万高原町

地域福祉とは

地域全体がお互いに協力し、
誰もが住み慣れた地域で安心して、
自分らしく暮らし続けられるまちづくりを進めること。
それが、「地域福祉」の目指す姿です。

子どもから高齢者まで、障がいの有無等に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく生活が送れるよう、住民、福祉関係機関・団体、行政等が、助け合い・支え合いの取り組みについて協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことが「地域福祉」です。

本町では、住民一人ひとりがおこなう地域福祉の取り組みをわかりやすくまとめた「**久万高原町 地域福祉ガイドブック～あいさつから始まる地域の環!～**」も作成していますので、そちらもご覧ください。

詳しくはコチラ▶



計画策定に向けた久万高原町の課題

課題1

中高年の幅広い年代で近所関係が希薄化している中、今後の住みよい地域づくりに向け、困った時等に**地域の住民同士で助け合う関係づくりの推進**が求められています。

課題2

人口減少が続く本町では、今後の地域福祉の推進に向け、地域福祉を担う人材育成は不可欠であることから、**福祉教育をはじめとする住民への意識啓発や人材育成の推進**が必要とされています。

課題3

関係団体のニーズとして情報共有不足が挙げられており、**関係団体との連携を強化した地域ネットワークづくりの推進**が必要とされています。

課題4

住民ニーズとして、支援を必要な人が適切なサービスや支援を受けられるよう、**サービスや支援に関する情報提供と相談窓口の周知**が求められています。

計画の基本理念

本町の総合計画(後期基本計画)では、人口減少や少子高齢化が継続する中、地域コミュニティにおける担い手不足等、深刻化する様々な問題の対応に向けて、「ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまちへ 地域が手を取りあい まちを次代へ～」を将来像に掲げ、地域の人材、資源を生かしたまちづくりを進めています。

本計画では、人と人がつながりを深め、地域やまち全体の一体感のある取り組みを進め、一人ひとりが社会から孤立することなくともに支え合い、ともに輝くことのできるまちづくりを目指します。

【基本理念】

ひと・まち・暮らしがつながり、 ともに輝く 久万高原

計画の基本目標と重点的取り組み

基本目標1 一人ひとりが支え合う地域づくり

地域福祉に関する意識啓発をはじめとする情報提供とともに、福祉教育や講座等の学習機会の提供に取り組み、地域福祉を担う人材育成を進めます。

重点(1) 主体的な学びを通じた地域福祉の推進

子どもの頃から「地域への誇り」や「地域愛」の心を育て、地域との結びつきが深まるよう、社会教育や学校内外の教育・学習の中で、住民が主体的に学び、理解を深める取り組みを支援し、地域福祉を推進する人づくりを進めます。

【成果目標となる指標】

指 標	現状値(令和5年)	目標値(令和10年)
住まいの地域に愛着や誇りを感じている人の割合(住民アンケート)	「感じている」人 42.3 %	「感じている」人 45 %以上



基本目標 2

まちの協働・連携を推進する仕組みづくり

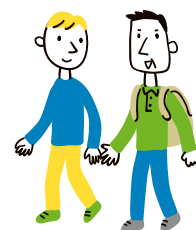
地域福祉の推進に向け、複雑化、多様化する地域課題を解決できる仕組みづくりとともに、分野を横断して行政、関係団体等が連携できる包括的な支援体制の構築に取り組みます。

重点(2) 人や資源をつなぐネットワークの形成

地域住民や関係団体の連携・協働により、住民一人ひとりが地域資源を把握し、活用できる取り組みを支援します。

【成果目標となる指標】

指 標	現状値(令和5年)	目標値(令和10年)
地域で情報共有の仕組みができている団体の割合(団体アンケート)	「できている」+「ややできている」団体 41.4 %	「できている」+「ややできている」団体 45 %以上



基本目標 3

暮らしを守り支える環境づくり

住民一人ひとりが気軽に相談でき、適切なサービスや支援が受けられる体制の整備とともに、地域の防災対策等、住民が住み慣れた地域で、安心して快適に暮らしていける環境づくりに取り組みます。

重点(3) 地域運営協議会の立ち上げと活動の推進

過疎化が進行する中で、住民との協働のもと、地域の実情や課題を把握し、対応を検討しながら、集落の維持・活性化を図るための組織である「地域運営協議会」を町内全域に広げています。

【成果目標となる指標】

指 標	現状値(令和5年)	目標値(令和10年)
地域運営協議会の立ち上げ地区数	6 地区	10 地区



本計画で取り組むこと（施策の展開）

基本目標Ⅰ 一人ひとりが支え合う地域づくり

（１）地域や福祉にふれる機会の充実

子どもから高齢者までの住民一人ひとりが、地域に目を向けてもらい、助け合いや思いやりの心を育むとともに、地域で何ができるのかを考えることができるよう、福祉教育や各種講座等の機会提供に取り組みます。

- ①学校・園における地域社会に開かれた福祉教育の推進
- ②生涯学習講座等を通じた地域福祉の啓発
- ③認知症や障がい等への理解の促進



（２）地域福祉活動の活性化

住民主体の地域福祉活動の活性化に向け、地域福祉活動を推進する情報の充実をはじめ、新たな人材育成や活動拠点づくり等に取り組みます。また、自治会活動や交流活動の活性化に向けた取り組みを進めます。

- ①住民主体による地域福祉活動の活性化
- ②交流活動への支援
- ③見守り推進員等による地域福祉活動の支援
- ④人材の確保と地域資源の活用
- ⑤地域福祉活動の中核となる担い手の養成



（３）地域福祉を進める情報提供の充実

誰もが手軽に、分かりやすい情報が入手できるよう、情報受発信媒体やアプリケーションの進化に対応した情報発信や、より読みやすい町のホームページの整備に取り組みます。

- ①すべての人に情報が伝わる環境整備
- ②暮らしに必要な地域情報の集約と発信
- ③情報バリアフリーの推進



基本目標2 まちの協働・連携を推進する仕組みづくり

(1) 地域福祉ネットワークの形成

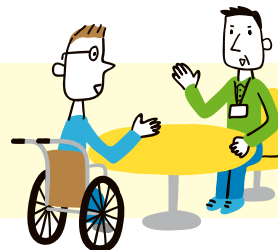
地域生活課題の解決に向け、関係団体等の連携をより強化し、平時からのサロン活動や見守り活動等による支援体制の充実とともに、ボランティア活動の活性化に向け、NPO法人や企業とのネットワークづくり等を進めます。

①地域福祉ネットワークの構築

②ボランティア活動の活性化

③地域福祉との多様な関わりの促進

④地域ケア会議等の推進



(2) 地域包括支援体制の構築

地域包括支援センターの機能強化に向け、包括的な相談対応ができる体制づくりを進めるとともに、障がい者の自立支援等に向け、就労や生活支援サービス等の取り組みを進めます。

①地域包括支援センターの機能強化

②障害者地域総合支援協議会の機能強化

③社会福祉協議会への活動支援



基本目標3 暮らしを守り支える環境づくり

(1) 保健福祉サービス・生活支援の利用促進

保健福祉サービスが必要な時に適切なサービスが受けられるよう、サービスや制度に関する情報提供の充実とともに、困り事が気軽に相談しやすい環境づくりや適切な福祉サービスが受けられる仕組みづくり等に取り組めます。

①相談しやすい環境の整備

②サービスや支援の必要な対象者の把握

③福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

④地域でできる支援の拡大

⑤生活困窮者等の自立支援の推進

⑥子どもの貧困支援

⑦サービスの質の向上



(2) 個人の尊厳や虐待防止の推進

虐待の早期発見・早期対応に向けた体制づくりや認知症対策の充実等、高齢者や子ども、障がいのある人等の弱い立場に置かれがちな人たちが、自分らしい生活を送るための権利を守れるよう、誰もが共生できるまちづくりを進めます。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ①虐待の早期発見・通報体制等の強化 | ②成年後見制度の周知と利用促進 |
| ③社会的障壁を取り除く取り組みの推進 | ④認知症対策の推進 |
| ⑤いのち支える自殺対策の取り組みの推進 | ⑥あらゆる人権を守ることの啓発活動と教育の推進 |

(3) 防犯・災害対策の推進

安全で安心な地域づくりに向け、特に配慮を必要とする人たちに日頃から災害時への備えや防災意識の啓発等に取り組みます。また、関係機関との協力体制のもとで防犯・交通安全の施策の充実を進めます。

- | | | |
|---------------|-----------------------|------------|
| ①防災意識の向上 | ②地域ぐるみの防災活動の推進 | ③要配慮者支援の充実 |
| ④避難所での支援活動の推進 | ⑤災害時におけるボランティアセンターの設置 | |
| ⑥防犯活動の推進 | ⑦交通安全に関する活動の推進 | |



(4) 再犯防止の取り組みの推進(再犯防止推進計画)

犯罪をした人々が再び罪を犯すことがないように、地域の理解促進に向けた広報活動をはじめ、関係機関と連携し、社会復帰のための支援活動等に取り組みます。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①地域への広報・啓発活動の推進 | ②更生保護活動等の活動支援 |
| ③社会復帰にむけた支援の推進 | |



(5) 暮らしやすい福祉環境の整備

誰もが安心して、快適な生活が送ることができるよう、ソフト・ハードの両面からバリアフリー化をはじめ、高齢者・障がいのある人等の暮らしやすい住まい環境の充実や、医療機関への通院の送迎支援等に取り組みます。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ①公共施設等のバリアフリー化の推進 | ②公共交通、移動支援の検討 |
| ③暮らしやすい住まい等の確保 | |



久万高原町成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、病気や障がい等により、判断能力が不十分な方々の法的、経済的な権利を守るため、家庭裁判所より選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）に、本人に代わって契約を行う、取り消す等の権利を与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度のことです。

本町では、地域連携ネットワークづくりを柱とした「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」とともに、「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の適切な運用」等を目指します。

- ①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ②権利擁護に関する制度の周知と利用促進
- ③相談体制の整備
- ④成年後見制度利用のニーズの把握
- ⑤制度を必要とする人への利用支援

計画の位置付け・期間

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定しています。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」とともに、再犯防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を含んで策定しています。

計画期間は、令和6年度～令和10年度までの5年間とします。

【本計画に関連するSDGsゴール】



SDGs（持続可能でよりよい世界を目指すための行動目標）の達成に向け、本町の地域福祉施策が取り組むゴールとします。



第3次久万高原町地域福祉計画＜概要版＞

令和6年3月発行

久万高原町 保健福祉課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212

TEL:0892(21)1111 FAX:0892(21)2862